

5 民間協力者の活動の促進等のための取組

(1) 民間協力者の活動の促進等

現状と課題を踏まえた対応方針

- 再犯の防止等に関する取組は、保護司会、更生保護女性会、BBS会等の更生保護団体や篤志面接委員^{※37}、教誨師^{※38}、少年警察活動など多くの民間ボランティアの協力により支えられています。また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体等による犯罪をした人等の自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われており、こうした活動によって、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形成されてきました。
- 一方で、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより、従前のような民間ボランティア活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても、高齢化や担い手不足により、必要な体制等の確保が困難であることなどの課題があります。
- こうした状況を踏まえて、札幌市では民間協力者との連携をこれまで以上に深めるとともに、再犯の防止等の活動を促進するための取組を行っていきます。

札幌市の取組

ア 民間協力者の活動に対する支援の充実

取組名／取組内容	担当課
47 札幌市保護司会連絡協議会への支援<継続> 札幌市保護司会連絡協議会が実施する保護司の円滑かつ効果的な職務遂行の支援や保護司の資質向上のための研修会、保護司及び保護司会活動に関する広報活動などを支援します。	市民文化局 区政課

※37 篤志面接委員

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対して、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティア。

※38 教誨師

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等の希望に基づき、宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティア。

取組名／取組内容	担当課
48 更生保護法人札幌更生保護協会への支援<継続> 更生保護法人札幌更生保護協会が実施する犯罪をした人等が再び社会を構成する一員となるために欠かせない地域の理解と協力を得ることを目的とした広報啓発活動を支援します。	市民文化局 区政課
49 更生保護活動を行う団体への支援<新規> 犯罪をした人等が再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けるための活動を行う団体の取組に対する支援を検討します。	市民文化局 区政課
50 更生保護サポートセンターの設置支援<継続> 保護司等が処遇活動や地域における犯罪・非行防止活動を行う拠点として各区役所等に開設されている更生保護サポートセンター ^{※39} について、引き続き開設場所を提供します。	市民文化局 区政課
51 地域防犯活動団体への支援<継続> 地域防犯活動団体が行う地域における身近な犯罪の抑止活動や非行防止等の取組に対し、「市民まちづくり活動促進基金（さぼーとほっと基金） ^{※40} 」などによる支援を行います。	市民文化局 区政課
52 保護司の人材確保に対する支援<新規> 保護司の人材確保のため、市職員研修などの機会を捉え、更生保護ボランティア活動への参加を呼びかける等の取組を進めます。	市民文化局 区政課

イ 更生保護施設による再犯防止活動の促進等

取組名／取組内容	担当課
53 【再掲】更生保護施設(札幌大化院・大谷染香苑)への支援<継続> 更生保護施設が実施する更生保護事業のうち、国からの委託費が支給されない任意の継続保護事業にかかる経費の一部について支援します。	市民文化局 区政課

※39 更生保護サポートセンター

保護司会をはじめとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更生保護活動の一層の充実強化を図ることを目的とした更生保護ボランティアの活動拠点。

※40 市民まちづくり活動促進基金（さぼーとほっと基金）

市民からの寄附をもとに、基金登録団体である町内会、ボランティア団体、NPO 法人などが行うまちづくり活動に対して財政的な支援を行う基金。

更生保護法人札幌更生保護協会からの寄稿

「再犯防止」と「定住支援」が設立当初からの目標

更生保護制度は、昭和25年に更生緊急保護法が成立し、保護観察に付されない釈放者の保護と更生保護事業についての事項を定めました。

前者は更生保護施設が行う対象者の収容保護、後者は対象者に金品の給与などを行う一時保護事業と、対象者の更生を援助する事業に対して支援・助成を行う連絡助成事業が中心であり、これらの事業活動は、日本更生保護協会をはじめとした団体によって全国で行われていました。

そのような中、昭和33年5月に札幌更生保護協会は財団法人として設立し、27年後の平成7年5月8日に更生保護事業法が制定されたことにより、翌年4月1日から更生保護法人として再出発しました。

以後、更生保護事業法第2条に定められている通所・訪問型保護事業（①更生保護施設その他施設への通所又は訪問などの方法による相談支援、②金品の給与又は貸与など）と、地域連携・助成事業（①地域の連携協力体制の整備、②更生保護活動への地域住民の参加の促進、③更生保護事業に従事する人材の確保、養成及び研修、④更生保護事業に関する啓発、連絡、調整又は助成）を中心とした事業活動を札幌保護観察所のご指導の下、展開しています。

主な通所・訪問型保護事業

- ▶ **身元保証支援事業**
雇用主が被った被害への見舞金の支払い
- ▶ **更生緊急保護事業**
保護観察対象者などに対する就労支援、生活費などの支援

主な地域連携・助成事業

- ▶ **更生保護関係団体及び更生保護施設の事業に対する支援**
札幌保護司会連合会、札幌更生保護女性連盟、札幌BBS連盟、札幌協力雇用主会連合会、札幌就労支援事業者機構、更生保護施設札幌大化院及び大谷染香苑が行う事業活動に対する助成
- ▶ **保護司(特別)研修に対する支援**
新任保護司研修、処遇基礎力研修、指導力特別研修(永年勤続保護司研修、薬物担当保護司研修など)及び保護司代表者会議などの開催を支援
- ▶ **機関紙等の発行**
札幌保護司会連合会と合同で「更生保護さっぽろ」を年4回発行 など
- ▶ **「社会を明るくする運動」に対する支援**
広報資料及び資材の購入など、札幌地方推進委員会の活動に対する支援
- ▶ **札幌更生保護センターへの運営支援**
運営にかかる費用の一部を負担